

第 10 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和5年 8 月24日

定 例 会

令和5年第10回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和5年8月24日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会8月24日 午前10時00分
 閉会8月24日 午前11時33分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	東 宏 行

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副部長兼 学校管理課長	五十嵐 治
生涯学習課長	木 村 和 明	学校教育部 副参事兼 学務課長兼 小中一貫校 整備室長	磯 山 貴 則
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	指 導 課 長	佐 藤 泰 弘
図 書 館 長	茂 木 実	給 食 課 長	中 野 聡
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 抜 麻衣子	教育センター 所 長	菊 池 邦 隆
スポーツ振興課 調 整 幹	小野田 昌 功	学 校 管 理 課 調 整 幹	杉 田 直 也
増林公民館長	前 田 博 志	指 導 課 調 整 幹	二 瓶 剛
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	益 本 雅 行
		教育センター 調 整 幹	秋 元 伸 也

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決第15号について	秘 密 会
	・教育長専決第16号について	秘 密 会
	・教育長専決第17号について	
	・教育長専決第18号について	
	・教育長専決第19号について	
	・教育長専決第20号について	
	・教育長専決第21号について	
	・教育長専決第22号について	
	議 案	
	・第34号議案 令和5年度越谷市教育厚労省等被表彰者の決定について	原案可決 (秘密会)
	その他	
	・「都築家糺屋蔵」の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について	
	・令和6年度からの学校給食費及び日本スポーツ振興センター負担金の徴収事務の引き上げについて	

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより 8 月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第 1 条第 2 項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、教育長専決第 15 号及び第 16 号、第 34 号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

◎教育長報告 「教育長専決第 17 号について」

吉田教育長 それでは、教育長報告「教育長専決第 17 号について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、専決第 17 号についてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の 11 ページをご覧ください。

専決第 17 号 越谷市立体育館条例の一部を改正する条例制定についての原案決定について。

越谷市立体育館条例の一部を改正する条例制定についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和 5 年 8 月 16 日、越谷市教育委員会教育長。

次に、13 ページをお開きください。こちらは令和 5 年 9 月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立地域スポーツセンターの設置に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

越谷市立第 1 体育館・第 2 体育館については、老朽化のため令和 3 年度に解体を行い、令和 6 年 4 月から新たに越谷市立地域スポーツセンターの供用を開始する予定でございます。

なお、今回地域スポーツセンターを整備するにあたっては、団体利用のニーズに加えて、少人数での利用もできるよう、施設内に卓球場を設置いたします。

このようなことから、新しい施設に即した利用料金体系の整備を行う必要があるため、条例改正を行うものです。

次に、15 ページをお開きください。改正の内容でございますが、まず体育館の名称及び位置を定めております第 2 条第 1 項の表に、新規施設の名称を越谷市立地域スポーツセンターと定め、

追加いたします。

続きまして、施設の基本使用料を定めております別表第1第1項について、地域体育館3館の体制に新設となる越谷市立地域スポーツセンターを加えるほか、地域体育館と地域スポーツセンターの体育室の使用料を同水準として、2時間半面で1,000円といたします。さらに地域スポーツセンターに設置する卓球場の使用料については、2時間1面400円に設定いたします。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行いたします。ただし、地域スポーツセンターの使用料については、令和6年2月1日から施行し、4月1日以降の使用に係る使用料については適用してまいります。

また、今回の具体的な条例改正内容につきましては、お手元の資料1、新旧対照表の1ページ及び2ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

専決第17号についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第18号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第18号について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、専決第18号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の17ページをお開きください。

専決第18号 しらこぼと運動公園競技場改修工事請負契約の締結についての原案決定について。

しらこぼと運動公園競技場改修工事請負契約の締結についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和5年8月16日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の19ページをお開きください。こちらは令和5年9月定例会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、しらこぼと運動公園競技場改修工事の請負契約を締結するにあたり、予定価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、しらこぼと運動公園競技場改修工事。

契約の方法、総合評価一般競争入札による契約。

契約金額、2億3,870万円。

履行期限、令和6年3月22日。

契約の相手方、オザワロード株式会社代表取締役、小澤政子でございます。

次に、20ページをお開きください。

しらこぼと運動公園競技場改修工事の概要としましては、舗装準備工一式、グラウンド・コート用舗装工一式、グラウンド・コート施設撤去工一式等でございます。

また、参考といたしまして、21ページに入札状況、22ページに案内図、23ページに工事計画図を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

教育長専決第18号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 履行期限が令和6年3月22日となっているのですが、実際にこの運動公園が使えるようになるのはいつからになりますか。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 供用開始が令和6年4月1日から開始ということで、2月下旬くらいに改修工事が終了、その後に第3種の公認の手続きとかが入ってくる予定でございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第19号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第19号について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、専決第19号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の25ページをご覧ください。

専決第19号 財産の取得について(しらこぼと運動公園競技場計時機器)の原案決定について。

財産の取得について(しらこぼと運動公園競技場計時機器)の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和5年8月16日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の27ページをお開きください。こちらは、令和5年9月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、しらこぼと運動公園競技場計時機器を取得するにあたり、予定価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額以上と

なるため、提案するものでございます。

内容といたしましては、取得財産につきましては後ほどご説明いたします。

取得価格につきましては2,618万円。

契約の相手方につきましては、有限会社EVER・SPORTS取締役、松永寛之でございます。

次に、28ページをご覧ください。

取得財産につきましては、1 電子音スタート発信装置一式。

2 写真判定装置一式。

3 超音波風速計3台。

4 フィールド競技用制限時間告知器3台でございます。

また、参考といたしまして、29ページに入札状況を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

専決第19号についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

競技場の改修も含め、認定と関わっているので説明してください。

坂巻スポーツ振興課長 3種公認の検定に向けて、フィールド内の改修はもちろんのことなのですが、そのほか附属する計時機器、電子音のスタート発信機、写真判定装置等、大分老朽化しているものですから、それらを更新しないと3種公認が取得できないというものでございますので、今回財産取得ということになっています。

吉田教育長 3種公認と併せて、財産取得、限度額を超えているから改めて提出するものなのだと、こういうことでよろしいですか。

坂巻スポーツ振興課長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第20号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第20号について」、学務課長から説明いたします。
学務課長。

磯山学務課長 それでは、専決第20号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の31ページをご覧ください。

専決第20号 財産の取得について（空気清浄機）の原案決定について。

財産の取得について（空気清浄機）の原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和5年8月16日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の33ページをお開きください。こちらは、令和5年9月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、空気清浄機を取得するにあたり、予定価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額以上になるため、提案するものでございます。

内容といたしまして、取得財産につきましては空気清浄機1,141台。

取得価格につきましては4,116万7,280円。

契約の相手方につきましては、野口電気工事株式会社代表取締役、野口隆弘でございます。

なお、今回取得予定の空気清浄機につきましては、常時換気の補完的措置を行うため、市内小中学校の教室を中心に設置するものでございます。

また、参考といたしまして、34ページに入札状況を添付しておりますので、ご参照いただければと存じます。

専決第20号についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

東委員。

東委員 小中学校に空気清浄機を入れるというのはいいと思うのですが、入札の額を見たらすごく差があって、倍ぐらい違うのが少し気になったのです。性能が悪いとか電気代がすごくかかってしまうとかということはないのか、性能面の評価はどうなったのかを質問させていただきます。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 今回入札に当たっては、いわゆる1つの機種について入札をとということではなくて、高性能微粒子エアフィルターがついているもの、それから63平方メートル以上の教室に適するものについて換気ができる、というような形での入札とさせていただきました。

そうすると、同じような性能のものでもメーカーによってかなり差が出てしまう、あるいは、畳数というのでしょうか、平方メートル数がさらに1つ上のものの提案になってしまうと、当然のことながら金額が高くなる、こういう中で、こちらの金額に落ち着いている状況でございます。性能等につきましては、適切なものであると確認をしているところでございますので、ご安心いただければと思います。

吉田教育長 東委員。

東委員 空気清浄機はフィルターが高い、電気代が高いなど、物によって随分違うので、大分差がついているというのは少し心配ではあるのです。評価する人たちがこれがいいものだ判断したのであれば、それでいいのだらうと思います。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 今回導入するものはシャープ製のものです。また、高性能微粒子エアフィルター、いわゆるH E P Aフィルターにつきましては、10年間交換が不要というもので、通常、月に一、二回程度の手入れで10年間もつという仕様になっています。

吉田教育長 電気代はどうか。

磯山学務課長 空気の換気だけですので、1時間当たりの電気代につきましては、一番強い強風モードにしたときに1時間当たり2.7円でございます。

吉田教育長 そういった性能を比較した上で適切に選んだということですか。

磯山学務課長 おっしゃるとおりです。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 まず、かなりの台数なのですから、これは一斉に確実に全ての教室等に、1,141台が入入るということで間違いはないですかということと、各教室にエアコンも入っているかと思うのですけれども、その兼ね合いで、例えば空気清浄機を子どもたちがいる間だけ使うようにするとか、何かそういうような規定みたいのは考えていらっしゃると思いますか、教えていただきたいです。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 台数に関しては、納期が12月28日になっていますので、段階的に入れていくという形にはなりますが、台数については準備できていると業者から報告を受けておりますので、確実に配置できると考えているところでございます。

なお、今回空気清浄機の使い方というのは、新型コロナウイルスが5類に移行した後も、やはり感染対策上換気が重要であるということは文科省から示されているところです。このところずっと言われてきているのは、常時換気をしてエアコンをつけても全く効かないではないか、つまり教室が暑いという話の中で、では適切な環境とは一体どういうものなのかということです。これまでもCO₂モニターで二酸化炭素濃度を測りながら、濃度が上がってきたら開けましょう、あるいは全ての窓を開けるのではなくて、対角線上を開けるということで効果的な換気をしていくというところを行っている中で、さらに補完的な役割として空気清浄機を使用することによって、高性能微粒子エアフィルターがついていますので、花粉やウィルスなども取ることができるということになっております。今のところ特に決まりとして、いつ使用するか、ここでは使用しないということは考えておりませんので、各学校の実情に応じて活用していただくという形で考えているところでございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 窓はあっても、換気とともに空気清浄機も使うという感じですか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 おっしゃるとおりでございます。それぞれの教室の状況に応じた適切な換気をしていただくため、空気清浄機を上手に使ってほしいですし、今まで開けっ放しにして、なかなかエ

エアコンが効かなかったところを、空気清浄機を使用しながら少し閉めておいて、CO₂モニターも確認しながら、必要なときに開けたりなどで、エアコンを適切に使って、子どもたちの学習環境が適切に保たれるような形になるための補完的措置と考えているところでございます。

吉田教育長 そういった各学校からの苦情とか、あるいは要望とかを踏まえて、今回導入に至ったということによろしいですか。

学務課長。

磯山学務課長 これまでも学校の配分予算、あるいは補助金の中でそれぞれ各自購入したりという実態がございました。なかなか台数がそろわないという部分もございましたので、補助金を活用して一括で導入するに至ったところでございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 ただ今のご説明で、小中学校の教室に設置するということでしたが、理科室であるとか家庭科室、音楽室なども設置されるということによろしいでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 今回の設置場所につきましては、いわゆる普通教室、それから特別支援学級、通級指導教室、職員室を予定しておるところでございます。つまりエアコンを入れたところが上手に使えるようにということなので、残念ながら本市の特別教室にエアコンの設置がないものですから、空気清浄機を入れたから換気ができなくなって閉めてしまうと当然暑くなってしまうというところでございますので、まずはエアコンをきちんと効かせた中で換気をしっかりしていくと。

〔「音楽室は入れている」と答える者あり〕

磯山学務課長 失礼いたしました、音楽室は入れております。発声だとか、子どもたちが大きな声を出すということで、飛沫関係というところから、音楽室は空気清浄機を入れていきます。

基本的にエアコンが入っていない特別教室に空気清浄機を入れると、なかなかそれについて効果的な使い方ができないだろうということで、まずは通常学級、あるいは子どもたちが日頃メインで活動する、エアコンが入っている教室を中心にということで配置をしているところでございます。

吉田教育長 特別教室にエアコンが入っていない理由がそれなりにあるのだよね。

学校管理課長。

五十嵐学校管理課長 普通教室等については、平成29年度にPFIで設置をしました。現在は、体育館にエアコンを設置するというので、今年度から3か年をかけて行っているところです。理科室、美術室等の特別教室については、その後学校の改修と合わせて検討することを今のところは考えております。

吉田教育長 野口委員。

野口教育長職務代理者 以前にエアコンを入れるときも空気清浄機能のあるエアコンがいいのではないかという話もあったわけですが、それを補完する意味で今回こうやって入れていただくことは大変すばらしいなと思いました。

また、統計的に難しいのかもしれませんが、冬場のインフルエンザが流行するときに、これを使うことによってどのくらい効果が出るのかなというのがもし分かりましたら、後で教えていただければありがたいなと思いました。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 空気清浄機についていろいろな議論で、どういう経緯で入ったかとかということもよく分かってよかったと思います。恐らく窓を開けて、エアコンをつけると電気代もかなりかかってしまうということもあると思いますし、空気清浄機を上手に使いながらというのは、とても今電気代もかなり高騰している状況を考えると、非常に有効なのかなと思いました。

1,141台あると、小中学校で設置すべきところは100%入ると考えてよろしいですか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 普通教室、特別支援学級、通級指導教室については全ての学級に入る予定でございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎教育長報告 「教育長専決第21号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第21号について」、学務課長から説明いたします。
学務課長。

磯山学務課長 それでは、専決第21号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の35ページをご覧ください。

専決第21号 越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結についての原案決定について。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約の締結についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和5年8月16日、越谷市教育委員会教育長。

次に、会議要項の37ページをお開きください。こちらは令和5年9月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立小中一貫校整備PFI事業に係る特定事業契約を締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、

提案するものでございます。

契約の目的、越谷市立小中一貫校整備 P F I 事業。

契約の方法、総合評価一般競争入札による契約。

契約金額、148億2,963万626円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額を加算した額。

契約期間、契約締結日から令和23年3月31日まで。

契約の相手方、越谷市大沢三丁目28番11号、P F I こしがや教育推進整備株式会社代表取締役、小林孝裕でございます。

今回の主な事業といたしましては、(仮称) 蒲生学園校舎等の建設及び現蒲生小学校の解体工事並びに(仮称) 川柳学園小学校高学年棟の建設及び現南中学校柔剣道場等の解体工事でございます。

続きまして、会議要項の38ページ及び39ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、(仮称) 蒲生学園の校舎等構造及び規模につきまして、校舎の構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造りの4階建てでございます。

次に、各階の諸室でございますが、校舎1階には小中学校の校長室及び職員室等の管理諸室を設置するとともに、小中学校の特別支援教室や家庭科室、プール、柔剣道場、学童保育室を設置いたします。

また、校舎2階から4階は、小中学校の普通教室及び図書室や理科室、音楽室等の特別教室を設置し、3階には中学校用の屋内運動場や防災備蓄倉庫を設け、校舎1階からの屋階を含めた延べ面積は2万687.45平方メートルとなります。さらに付帯設備といたしまして、ごみ置場や屋外倉庫等も設置いたします。

また、会議要項40ページにございますように、(仮称) 蒲生学園既存屋内運動場における空気調和設備及び照明器具の改修工事を行うほか、(仮称) 蒲生学園維持管理業務を行ってまいります。さらに41ページから43ページになりますが、校舎4棟、その他附属棟、現蒲生小学校屋内運動場、プール、学童保育室、工作物の解体・撤去工事を令和8年8月以降に行ってまいります。

次に、会議要項44ページをご覧いただきたいと存じます。(仮称) 川柳学園小学校高学年棟等の構造及び規模につきまして、はじめに校舎の構造は(仮称) 蒲生学園と同様、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造りの4階建てでございます。

次に、校舎の概要でございますが、校舎1階は校長室や職員室等の管理諸室のほか、特別支援教室や図工室などの特別教室を設け、2階から4階は普通教室や多目的室、図書室等を設置いたします。校舎1階から屋階までの延べ面積は7,954.20平方メートルでございます。

また、会議要項45ページにございますように、柔剣道場、屋外倉庫も整備してまいります。

次に、会議要項46ページにつきましては、(仮称) 川柳学園小学校高学年棟等の建設に伴う越谷

市立南中学校柔剣道場等の解体工事の概要でございます。

最後に、参考といたしまして、47ページ及び48ページにP F I 事業提案書提出グループ名簿を、49ページに入札状況、50ページから57ページにつきましては（仮称）蒲生学園、（仮称）川柳学園の配置図、平面図等の図面を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

教育長専決第21号についての報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 前回、去年ですか、1度説明があったかと思うのですが、もう一度蒲生学園及び川柳学園高学年棟がいつから使えるようになるかということを教えていただきたいのですけれども。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 まず、蒲生学園につきましては、蒲生小学校が令和8年度2学期から供用開始となります。南中学校は令和9年4月1日、そして川柳小学校高学年校舎につきましては、供用開始が令和8年4月1日になります。

吉田教育長 蒲生学園について、いわゆる小学校と中学校の供用開始のずれについて、もう少し説明してもらえますか。

磯山学務課長 蒲生学園小学校の供用開始と中学校の供用開始の違いは何かと申しますと、現蒲生小学校の解体工事に関係しています。令和8年7月31日をもって引き渡しを受けた後、引っ越しをして、現蒲生小学校を解体し、そこを校庭として整地する予定となっています。中学校の校舎も当然出来上がっているわけなのですけれども、逆に南中学校が引っ越したとしても校庭が使えませんので、当然部活等とかそういうものが半年はできないということになりますので、南中学校については今現在の土地のところを3月31日まで使った上で、引っ越しをするものでございます。

吉田教育長 現実の教育活動に合わせて、ずれが生じているということによろしいですか。

磯山学務課長 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 これまでもいろいろご説明があったので、これでとてもよくできているなと思ったのですが、この間L G B T理解推進法ができたり、経産省でトイレの扱い方で最高裁までいって判決が出たケースがあつて、今後のことを考えると、トイレを男女だけではなくて、共用トイレとか、L G B T Q関連で使いやすいものにしていくという方向が必要かなと思っているのです。

改めて見直してみると、蒲生学園は全てのトイレに多機能トイレというのがついていて、この多機能トイレが多分共用的な使い方ができるのだらうなと思ったのですが、川柳学園は多機能トイレというのが各フロアに1か所しかなくて、例えば2階は多分トイレというのが2つに分かれ

ていて、多機能トイレが1個あるのですが、東側には多機能トイレがついていないのです。特にLGBTQ関係で何か工夫をされたり、今後検討を加えていくということがあり得るのかどうか、もし分かりましたらご説明いただければと思います。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 今回蒲生学園、あるいは川柳学園を建設するにあたっては、私たちが要求水準書というものを準備して、この基準に沿って建築をするようにということで提案しておるところでございます。その中には、今東委員さんからお話がありました、いわゆる車椅子利用、あるいはLGBTQに配慮した誰でもトイレを設置するということについては要求水準書の中に入れているところでございます。

その点に関しましては、今ご覧いただいている図面の中に当然配置はされておりますが、いわゆるこれまでの議論の中では男女共同のトイレだったりだとか、そういうところの考えも当然出てくるということでございますので、東委員さんのご意見、あるいは現場の意見等も聞きながら基本設計において、参考にしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

吉田教育長 今後の学校の改築等に当たって、どういうふうに進めていくのかということも含めて、学校管理課長から何かありますか。

学校管理課長。

五十嵐学校管理課長 まず、全部の学校に多目的トイレが設置されているわけではないという現状があります。そもそも車椅子、体の不自由な児童生徒、職員であったり、今おっしゃるような児童生徒が使えるようなトイレがないという学校もありますので、こちらは大規模改修等に合わせ、多目的トイレの設置をしてまいりたいというふうに考えています。ただ、なかなかスペースが必要になってきますので、うまく教室の配置とかを考える上で追加していきたいと考えているところでございます。

吉田教育長 東委員。

東委員 本当に難しい問題で、多機能トイレは多分車椅子などを想定されていると思うのだけれども、今後トイレの使い方というのがどうなってくるのか、分からないところがあるので、共用というのがどういうふうに可能なのかということと、それから文部科学省で出しているのは、職員用のトイレというのを例えば一定の子どもたちが使えるように開放するとか、そういう工夫もあるということを文書で出していたので、この辺やはり柔軟に今後の様子を見ながら改築というか、使い方というのを検討しながら進めていっていただければと思います。

吉田教育長 学校管理課長。

五十嵐学校管理課長 おっしゃるとおりかと思います。時代によって、またニーズも変わってきますから、その時代に合った整備をその都度検討してまいりたいと思います。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎教育長報告 「教育長専決第22号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告「教育長専決第22号について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、専決第22号についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の59ページをご覧ください。

専決第22号 令和5年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和5年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和5年8月16日、越谷市教育委員会教育長。

恐れ入りますが、別冊1の令和5年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書の2ページ及び3ページをお開きください。

はじめに、歳入についてご説明いたします。3ページの表の一番下にごございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入につきましては、今回5,248万5,000円を増額し、補正後の総額は42億9,534万9,000円となります。

歳入の内容でございしますが、8ページ及び9ページの(1)歳入予算説明書をご覧ください。20款諸収入、6項雑入、1目雑入につきましては、その他雑入として市主催のスポーツ大会における怪我に対する市民総合災害等補償金8万5,000円を追加いたします。

次に、21款市債、1項市債、6目教育債につきましては、大相模小学校の公共下水道接続工事に伴い、学校施設整備事業債4,500万円を追加いたします。また、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の空調機交換改修工事に伴う日本文化伝承の館整備事業債600万円を追加するほか、図書館の水銀灯LED改修工事に伴う図書館整備事業債140万円を追加いたします。

次に、歳出の内容でございしますが、戻りまして5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回2億4,875万円を追加し、補正後の総額は136億5,489万8,000円となります。

歳出の主なものについてご説明いたします。18ページ及び19ページの事業別予算説明書をご覧ください。1項教育総務費、3目学校教育指導費のうち外国語指導事業につきましては、外国語指導委託料の契約額の確定に伴い、1,000万円を減額いたします。

続いて、20ページ及び21ページをご覧ください。2項小学校費、1目学校管理費のうち施設管理費につきましては、小学校施設管理に係る植木管理等委託料及び施設の改修工事費として、合わせて1億3,590万円を追加いたします。また、備品等整備事業につきましては、令和6年度の児童数及び学級数の増加に伴う備品購入費等として750万円を追加いたします。

続いて、22ページ及び23ページをご覧ください。3項中学校費、1目学校管理費のうち学校活動運営費につきましては、学校活動運営に係る修繕料として50万円を追加いたします。また、施設管理費につきましては、中学校施設管理に係る植木管理等委託料及び施設の改修工事費等として、合わせて7,080万円を追加するほか、備品等整備事業につきましては、令和6年度の生徒数及び学級数の増加に伴う備品購入費等として、合わせて320万円を追加いたします。

次に、6項社会教育費、1目社会教育総務費のうち文化振興事業につきましては、日本文化伝承の館こしがや能楽堂に係る改修工事費として800万円を追加いたします。

続いて、24ページ及び25ページをご覧ください。6項社会教育費、3目公民館費のその他公民館費につきましては、市主催の行事における怪我に対する補償金として4万5,000円を追加いたします。

次に、4目図書館費の施設管理費につきましては、図書館に係る施設改修工事費の追加及び事業の進捗に伴い、4,300万円を減額いたします。

続いて、26ページ及び27ページをご覧ください。7項保健体育費、2目学校給食費のうち学校給食事業につきましては、学校給食栄養管理事業に係る消耗品費及び学校給食センターに係る調理用機器購入費として、合わせて3,660万円を追加いたします。また、施設管理費につきましては、学校給食センターに係る修繕料等として1,530万円を追加いたします。

次に、3目体育費のその他体育費につきましては、市主催のスポーツ大会における怪我に対する保証金として14万5,000円を追加いたします。

なお、その他の項目につきましては、会計年度任用職員の報酬等の追加が主なものでございます。詳細は、事業概要欄をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。(3)の債務負担行為ですが、追加が4件、変更が1件ございます。まず、債務負担行為の追加でございますが、小学校施設改修事業につきましては、校舎及び設備等改修工事費について、令和6年度まで限度額2億1,400万円を設定するほか、中学校施設改修事業につきましても同様に校舎及び設備等改修工事費について、令和6年度まで限度額3,700万円を設定いたします。

また、日本文化伝承の館改修工事費につきましては、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の空調機交換改修工事について、令和6年度まで限度額2,000万円を設定するほか、図書館施設改修工事費につきましては図書館の空調機交換改修工事について、令和6年度まで限度額7,450万円を設定いたします。

次に、債務負担行為の変更でございますが、小中一貫校整備運営費につきましては、令和5年度当初予算で計上いたしました債務負担行為額について、PFI事業の落札業者を決定し、事業費が確定したことに伴い、限度額を表のとおり変更するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。(4)地方債ですが、変更が3件ございます。今回変更の3件

につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり、学校施設整備事業につきましては、大相模小学校の公共下水道接続工事の実施、また日本文化伝承の館整備事業につきましては、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の空調交換改修工事の実施のほか、図書館整備事業につきましては、図書館の水銀灯LED改修工事の工法変更に伴い、市債の限度額を表のとおり変更するものでございます。

教育長専決第22号に係る報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「『都築家糺屋蔵』の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「『都築家糺屋蔵』の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、都築家糺屋蔵の国登録有形文化財（建造物）への登録に関しまして情報提供をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の63ページをご覧ください。今年3月の教育委員会会議におきまして、都築家糺屋蔵が国の登録有形文化財（建造物）に登録見込みであることについて情報提供させていただいたところですが、8月7日月曜日の国の官報告示により、正式に登録されました。

まず、1 都築家糺屋蔵の概要でございますが、（1）所在の場所、（2）主な特徴・評価、（3）建築年代及び登録基準につきまして、資料をご参照いただきたいと思います。

次に、2 国登録有形文化財（建造物）の概要でございますが、（1）登録数は令和5年8月1日現在、全国で1万3,637件、そのうち埼玉県内では203件となっております。

続いて、（2）登録基準でございますが、文化財保護法に基づき、建築後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となります。なお、都築家糺屋蔵は、②造形の規範となっているものに該当いたします。

続いて、（3）越谷市の登録有形文化財でございますが、64ページをご覧ください。越谷市内では、平成27年11月に木下半助商店の4件、平成31年3月に旧大野家住宅の2件、令和3年10月に大間野町旧中村家住宅の6件が登録されており、都築家糺屋蔵が新規登録されたことで市内の登録有形文化財（建造物）は13件となりました。

なお、市民への周知につきましては、市のホームページ及び「広報こしがや」9月号にて行い

ます。

都築家糶屋蔵の国登録有形文化財（建造物）への登録に関する情報提供につきましては以上で
ございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対してご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 市内の登録有形文化財が越ヶ谷地区が多いように思うのですけれども、例えば大沢地区
とか、これから登録を検討しているようなものが今あるのでしょうか。

吉田教育長 生涯学習課長。

木村生涯学習課長 越ヶ谷の地区に限定しているわけではなく、所有者の意向もございしますが、文
化庁から対象となる建造物等についての情報提供を求める連絡等がございまして、その都度対象
案件についてはご報告をして、順次対象物の調査を行っているところでございます。越ヶ谷地区
以外も対象となります。

吉田教育長 文化財調査委員会等で改めて議題にのせているというのはあるのですか。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 特に登録案件の候補として推薦するなどといったことについてのご意見はいた
だいておりません。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「令和6年度からの学校給食費及び日本スポーツ振興センター負担金の徴収事
務の引き上げについて」

吉田教育長 続きまして、「令和6年度からの学校給食費及び日本スポーツ振興センター負担金の徴
収事務の引き上げについて」、給食課長から説明いたします。

給食課長。

中野給食課長 それでは、令和6年度からの学校給食費及び日本スポーツ振興センター負担金の徴
収事務の引上げについてご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項の65ページをご覧ください。ご報告の内容でございますが、現在の
ところ学校現場に担っていただいている当課所管の学校給食費と学務課所管の日本スポーツ振興
センター負担金の徴収について、この業務を令和6年度から教育委員会へ変更して一元管理を行
うというものでございます。

徴収事務の引上げに至る経緯ですが、2019年1月に中央教育審議会の答申において、学校給費
については未納金の督促等も含めた徴収・管理について、学校・教師の本来の業務ではなく、学

校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担うべきとされ、続いて同2019年7月には文科省より、学校給食費・管理徴収に関するガイドラインが策定され、給食費の徴収事務の学校現場から教育委員会への変更、促進が打ち出されました。本市におきましても、この全国的な潮流に応じ、現在、徴収管理システムの構築など準備を進めているところでございます。

次に、施策効果として想定されるものでございますが、①教職員の負担軽減、②保護者にとって納付の利便性の向上、③徴収管理業務の効率化、④出納管理の透明性の向上、⑤保護者負担の公平性の確保、⑥学校給食提供事業の安定運営が挙げられております。特に教職員の負担軽減でございますが、文科省の試算では学校当たり年間190時間の業務削減になるとされており、また本市にとっても徴収管理システムを導入することにより、喫食者数約2万8,000人、調定額約13億円の金銭をより効率的に、かつ、より適切に管理することが実現されます。

続きまして、66ページをご覧ください。保護者目線の変更点についてですが、口座振替の原則化及び学校現場での現金徴収の廃止が最大の変更点となり、本市公金取扱いのある22の金融機関から学校が指定するのではなく、保護者自ら選択する形式に代わります。これにより、保護者は給与支払い口座から別口座へ資金移動することなく、口座振替が利用できます。また、保護者負担の振替手数料もかかりません。

ただし、これまで学校によっては実施していた、口座振替不能者に対する再度の振替は廃止になります。この点につきましては、本市会計規則第30条にて、納期限から20日以内に督促状を発送することとされており、この規定を遵守するためには再振替の実施がスケジュール的に実施困難であることによります。よって、残高不足などにより振替不能となった保護者に対しては、督促状兼納付書を発行し、金融機関等窓口にて納付をお願いする形になります。参考までですが、他団体調査においては概ね95%から99%の方が口座振替を登録しております。

最後に、今後の大まかなスケジュールでございますが、現在はシステム事業者と仕様を固めながら、同時進行で口座振替依頼書や納付書、督促状といった各種様式の策定、徴収管理規則の制定を進めております。対外的には、来月の9月から順次周知を開始する予定をしており、9月中旬にまず在校生保護者に対して啓発チラシを配布し、10月2日から口座振替依頼書の配布を開始いたします。また、新入学児童に対しても、10月3日から就学時健診の開始に併せ案内を開始いたします。そして、10月末には記者発表、11月には「広報こしがや」、本市ホームページで周知する予定でございます。10月の口座振替依頼書の配布開始後から翌年3月までにシステムへ保護者の口座情報を登録し、令和6年4月からシステムの本稼働予定となっております。

なお、日本スポーツ振興センター負担金の徴収事務についても同様に進めております。

令和6年度からの学校給食費及び日本スポーツ振興センター負担金の徴収事務の引上げについてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 こちらの施策効果にもありますように、これまで現場の教職員の方々のご負担となっていたと思います。ご負担が軽減することになりますので、本当によいと思いました。また、保護者の方々におかれましても、これまで学校指定の金融機関のみだったところ、各ご家庭のメインバンクを利用できるようになりますので、利便性の向上に貢献できるという点でとてもよいと思いました。

吉田教育長 給食課長。

中野給食課長 保護者にとっては、今まで学校指定の口座で振り替えをしておりましたので、よく残高不足で未納になってしまったという話を聞いておりました。また、学校によっては、特に小学校なのですけれども、現金集金をしている学校もございます。児童が学校に給食費を持っていくということは盗難、紛失のおそれがあり、それを防ぐことができることになるので、その点も効果があると考えております。

吉田教育長 利便性は上がるのだけれども、一方で収納率がどうなるかというところについても若干不安はあるかな。

給食課長。

中野給食課長 先進的に入れている自治体などの話を聞きますと、今までは学校の先生を経由して集めていただいたということで、収納率が99.4%ということで非常に高い状況ではあったということです。けれども、今後につきましては学校の先生を通さないで、いわゆる税金のような形で納めていただくという形なので、収納率低下については心配しております。一方、保護者のいわゆるメインバンク、通常使っている口座を指定してそこから引き落としという形になりますと、未納が減るのかなと思っておりますので、極力口座振替率100%を目標に頑張って上げていきたいと、学校とともに協力してやっていきたいと思っております。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 教職員の負担軽減につながる取組だということで、歓迎したいなと思いました。

ただ、少し心配しているのは、先ほど教育長さんからもお話があったように、未納者が増えてくるかなという点と、そのことがまた学校で集めた方がいいかという議論にまで揺り戻しが無いようにしなくてはならないなと思っております。以前に、学校指定の口座で4月ぐらいに一覧表を作って、学校では現金を扱わないという仕組みがほぼ出来上がったかなと思ったのですが、その後やはり未納者の問題があって、やはり現金で集めた方がいいのではないかなというように議論もあって、学校も混乱しているかなと思いますので、ぜひ効果が上がればよいなと思っております。

それと、もう一点、このことによって例えば今週の後半からは恐らく給食課の事務が相当増えると思うのです。また、来年度以降も未納の方がいた場合の対策を取る職員の方がいるのかなと思っているのですけれども、その職員の体制について、今後の方向としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

吉田教育長 給食課長。

中野給食課長 秋以降、口座振替の入力の関係がございますので、10月からまずは会計年度任用職員1名、雇用をする予定でございます。また、来年度におきましては、現在のところ市の行財政部には職員3名程度増員していただきたいということで要望を出しているところでございます。

吉田教育長 経緯からすると、後戻りをするということはないと思いますけれども、いずれにしても未納が出ないよう、最善の努力をお願いいたします。

山口委員。

山口委員 何らかの理由で口座を持っていない方もいらっしゃるかなと思うのですけれども、そういった場合は直接納付書を発送する形となるのでしょうか。

吉田教育長 給食課長。

中野給食課長 まず、現在の中学校におきましては、全て学校指定の口座振替になっておりますので、中学生の保護者についてはほぼ口座は持っているのかなと考えております。また、小学校におきましても約半分以上が口座振替になっておりますので、その辺は大丈夫なのかなとは思っております。

ただ、全員が全員、口座を持っているとは限りません。その方につきましては、口座をつくっていただくようお願いすることはもちろんなのですが、なかなか口座をつくってもらえなかった場合、それから未納だった場合につきましては督促状と一緒に納付書、これは現金で支払ってくださいということになります。現金での支払い推奨はしていないのですけれども、できることになっておりますので、対応していきたいと考えております。

吉田教育長 山口委員。

山口委員 金融機関の窓口で払う分には、いわゆる手数料的なものというのにかかる仕組みでしょうか。

吉田教育長 給食課長。

中野給食課長 保護者の負担はございません。

吉田教育長 学務課長から補足が何かありますか。

学務課長。

磯山学務課長 給食課とともに学務課も日本スポーツ振興センターの負担金ということで、同じような取扱いをさせていただく予定でございます。ただ、給食は毎月ということにはなると思うのですけれども、日本スポーツ振興センターについては年1回という形になりますので、その辺り

についてはスムーズに移行ができるのかなというふうに捉えているところでございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 ただいまご説明があったように、保護者の日本スポーツ振興センターの負担金というのはどういうものかというのを教えていただきたいのですけれども。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 学校の管理下で不慮の災害に遭った場合に、災害共済給付が行われる国の公的救済制度です。給付金額については、医療費総額の10分の4となります。共済掛金の半分を市で負担し、半分を保護者に負担していただいているという状況でございます。一番最初に市で全てを日本スポーツ振興センターに市として払込みをしたものについて、その半額部分を集めて、市に戻しているという形でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 今回給食費の口座振替によって、教職員の負担軽減というのは保護者の利便性の向上というのは分かったのですけれども、事務要項66ページの2④牛乳を飲まなかったりとか、一部の喫食の検討が、今後は学校から給食課に変更ということなのですけれども、この手続を丁寧に行わないと、例えばアレルギーで食べられないお子さんとか、牛乳が飲めないのに配られてしまったりとか、いろいろなことが考えられるかと思うのですけれども、手続を丁寧に説明する必要があるのかなと感じました。

吉田教育長 給食課長。

中野給食課長 牛乳不飲、アレルギーの関係、他には例えば不登校のお子様の給食費をどうするか、その辺につきましては学校と教育委員会で連携して、スムーズにいくように対応してまいりたいと考えております。

吉田教育長 学務課とも連携してね。

学務課長。

磯山学務課長 アレルギーに関しましては、学務課でもその情報を学校を通じて得ている状況でございます。

学校については、牛乳の不飲である、そうではないに関わらず、どんなアレルギーを持っているかということは全て把握して、対応していくという形になっております。そのことについては、お金の徴収とは関係なく、アレルギー対応につきまして適切に対応ができるよう、今後も指導してまいりたいと思います。

吉田教育長 給食課でも当然ながらアレルギーの児童生徒についての把握はされているということですね。

給食課長。

中野給食課長 アレルギーの内容については、詳しくは学務課なのですけれども、給食課も一緒に

対応を取っておりますので、情報は共有しております。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 保護者対応窓口が学校から給食課に変更とあったものですから、具体的にどういうことなのかというのが分からなかったので、質問させていただきました。

吉田教育長 よろしいですか。今の説明で大丈夫でしょうか。

渡辺委員 学校でアレルギーであったりとか、牛乳の不飲とかというのを把握するということ、特に保護者が給食課に何かをするとか、そういうこともあるのですか。

吉田教育長 給食課長。

中野給食課長 アレルギーに関しては、アレルギーは持っているけれども、このぐらいだったら食べられるとか、その辺事情がいろいろありますので、学校からの情報、それから聴き取って、直接給食課と保護者でどうするか、給食費の減額になりますので調整はしていきたいと考えております。

吉田教育長 野口委員。

野口教育長職務代理者 今の件ですけれども、当然学校と情報を共有することはいろいろな面で必要になってくるだろうなと思います。牛乳の不飲につきましても、学校が知らずに窓口だけで不飲ですよということはある得ないと思いますので、ぜひ連絡を密にさせていただいて、不都合のないようにしていただければなと思います。お互い知っているだろうということで判断すると、何かミスが起こると思いますので、2回でも3回でも繰り返し確認を入れていくということが、こういうことの不都合というか、それを防ぐことになると思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

吉田教育長 給食課長。

中野給食課長 例えば牛乳ですけれども、給食課だけが知っていて、学校の担任の先生がその情報を知らなかったというのはよくないので、学校と共有していきたいと考えております。

吉田教育長 学校教育部長。

青木学校教育部長 様々なご心配の声、ありがとうございます。

学校としましては、保護者との連携という部分で見ると、アレルギーですと給食の面だけではなくて、様々な健康に関する配慮事項がございます。大体毎年年度初めに保護者と面談をして、医師からの指導票なども確認をしながら、どのような配慮が学校生活の中で必要か、給食はもちろんですけれども、それ以外の部分でも十分に情報交換をしているところでございます。場合によってはエピペンを持参して、どこに保管しますよとか、もしくは保護者から預かった薬を保健室で管理しますよとか、そういう細かい打合せをしております。その中で例えば食物に関するアレルギーであれば、牛乳だとかナッツだとか様々ございますので、それも指導票に基づいて学校が確実に把握をしていきます。逆に給食課だけ知っているとなりますと、担任と保護者とのやり

取り、今日の給食でこれは食べないというものが不一致であると誤食も起きますので、そういうことはあってはならないと考えております。まずは保護者と学校がしっかりとそういう情報共有をしていく、これが大事だと考えております。

今回学校から給食課に窓口変更ということにつきましては、いわゆる金銭の額が変わってきます。牛乳不飲の場合はいくら下がるとか、対応食だというのは様々ございます。その手続きに関して、今までは学校が集めて、学校から給食課に提出していたものを、学校から提出ではなくて、保護者が直接給食課に提出をするというものでございます。それが今委員さんのおっしゃったように、どちらか一方だけとなってしまうので、そういうミスがないように十分に給食課、また学務課、学校が連携を図って、健康被害等のないように努めてまいりたいと思います。

吉田教育長 いずれにしても教育委員会内部の連携、さらには保護者、学校、教委との連携、これからミスが起きないように、システム化できるといいと思いますので、適切に執行するというだけでなく、そうしたところも組織化、システム化を必ず図って、ミスの生じないようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

他にございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

委員さん方、他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、9月28日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時33分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 平

委 員

東 岩 行

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香